

こ けんり 子どもの権利ノート

し けんり
～知ってほしいあなたの権利～

だい かん
(第2巻)



な まえ
名 前

はじめに

権利ってなんだろう？

○生まれながらにして当たり前持っているものです。例えば、自分の意見を自由に言ったり、自分の好きな勉強をしたり、遊んだりすることです。子どもでも大人でもみんな平等に権利をもっています。

子どもの権利ってなんだろう？

○子どもの権利条約では、大きく分けて4つの権利について、大切にしよう定められています。

①生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利をもっています。

②育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

③守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいを持つ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

④参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、好きな活動に参加したりすることができます。(ただ、このときには、家族や地域の一員として、ルールを守って行動することが大切です。)

権利を知るうえで大事なこと

① 子どもも大人もひとりひとりが権利をもっています。自分の権利と同じように、まわりの人たちの権利も大切にしたいものです。自分の意見を押し通すのではなく、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。

② 権利は常に守られていなければなりません。それは、家庭で生活していても、施設で生活していても、里親さんのお家で生活していても、世界中どこにいても守られるべきものです。

権利ノートとは？

子どもの権利ノートでは、子どもに関する様々な権利を自分の生活に置き換えて、作りました。日々の生活の中で自分や周りの人の権利が守られているか、いつも考えてみるのが大切です。

権利ノートの内容と普段の生活で違いを感じることや「おかしいな」と感じるがあれば、まわりの大人に相談してもらえるとうれしいです。

そして、大人もこのノートを読んで、子どもの権利が守られているか、常に考えていく必要があります。

今、これを読んでいるあなたは、世界に一人しかいない、とても尊い、大切な存在です。みなさんが、子どもの権利について正しく学び、権利が保障され、自分らしく生活ができることを願っています。





もくじ

絶対知っておいてほしいこと

差別の禁止	(第2条)	・・・	4P
子どもにとって最もよいことを(児童の最善の利益)	(第3条)	・・・	4P
生きる権利・育つ権利	(第6条)	・・・	5P
親と引き離されない権利	(第9条)	・・・	5P
意見を表す権利	(第12条)	・・・	6P
表現の自由	(第13条)	・・・	6P
プライバシー・名誉の保護	(第16条)	・・・	6P
子どもの養育はまず親に責任	(第18条)	・・・	7P
あらゆる暴力(虐待・放任)からの保護	(第19条)	・・・	7P
休み、遊ぶ権利	(第31条)	・・・	8P
経済的搾取・有害な労働からの保護	(第32条)	・・・	9P
性的搾取からの保護	(第34条)	・・・	9P
あらゆる搾取からの保護	(第36条)	・・・	9P

知っておいてほしいこと

思想・良心・宗教の自由	(第14条)	・・・	10P
適切な情報の入手	(第17条)	・・・	10P
家庭を奪われた子どもの保護	(第20条)	・・・	11P
障がいのある子ども	(第23条)	・・・	12P
健康・医療への権利	(第24条)	・・・	12P
教育を受ける権利	(第28条)	・・・	13P
教育の目的	(第29条)	・・・	13P

できれば知っておいてほしいこと

名前・国籍をもつ権利	(第7条)	・・・	14P
名前・国籍・家族関係を守る	(第8条)	・・・	14P
結社・集会の自由	(第15条)	・・・	15P
養子縁組	(第21条)	・・・	15P
社会保障を受ける権利	(第26条)	・・・	16P
生活水準の確保	(第27条)	・・・	16P
麻薬・覚せい剤などからの保護	(第33条)	・・・	17P
誘拐・売買からの保護	(第35条)	・・・	17P
子どもに関する司法	(第40条)	・・・	17P

困ったことや悩みを相談するところ ・・・ 18P

説明チェックリスト ・・・ 21P

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) ・・・ 22P

絶対知っておいてほしいこと

〇差別の禁止（第2条）

すべての子どもは、みんな平等に権利を持っています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、皮膚の色、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・大人や友だちから「男の子だから我慢しなさい」、「女の子だからおとなしくしなさい」と言われた。
 - ・あなたの信じているものや考え方を理由もなく否定された。
 - ・心やからだ健康でないから、やりたいことをやらせてもらえなかった。
 - ・親がお金持ちでないからバカにされた。
- これらはすべて禁止です。

〇子どもにとって最もよいことを（児童の最善の利益）（第3条）

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・生活のルールなどを考えるときには、大人の都合で考えません。
- ・あなたが将来幸せになれるように、あなたに一番よいことを考えます。
- ・大人が、あなたにとって一番よいことだと言っても、あなたが「いやだな」と思ったら、大人が理由を説明します。



○生きる権利・育つ権利（第6条）

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・子どもはみんな健康に生活する権利があります。大人は子どもの健康のために努力します。
例えば、あなたが病気になったときには、病院に連れて行ってもらうことができます。
- ・大人の都合や宗教、伝統的儀式などで健康に悪い影響を受けることがあれば、守ってもらえます。
- ・あなたの成長のために学校に行くことができます。また、あなたの成長のために知らないことは教えてもらえます。

○親と引き離されない権利（第9条）

子どもはお父さん、お母さんと一緒に暮らす権利を持っています。
子どもの安心や安全が守られないときは、離れて暮らす場合もあります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・まわりの人の手助けを受けながら親と一緒に暮らします。
- ・親と一緒に暮らせない間も面会・外泊・帰省ができる場合もあります。
- ・親と過ごすときにあなたの安全が守られるか児童相談所などが確認します。



○意見を表す権利（第12条）

子どもは自分にかかわるすべてについて自由に意見を言うことができます。たとえば、今の生活のこと、楽しいこと、不安なこと、友だちのこと、将来のこと、家族のことなどです。自分で言うのが難しいときは周りの大人がかわりに言うこともできます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・今の生活の中での楽しいことや不安なこと、自分の希望などなんでも意見や考えを言うことができます。
- ・自分はどのようにしてここで生活しているのか、将来どうなるのか、自分の希望は聞いてもらえるのか疑問に思ったら大人に聞くことができます。
- ・自分で言うのが難しいときは大人がその気持ちを聞いて、大人が子どもに代わって言うことができます。

○表現の自由（第13条）

子どもはいろいろな情報や様々な考え方を知り、自分の好きな方法で伝え、表現することができます。それは言葉で伝えたり、パソコンで文章を作ったり、絵に描いて伝えたり、自分が伝えやすい方法を自由に選ぶことができます。

【たとえばどんなことがあるかな】

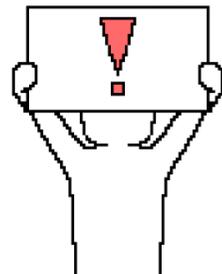
- ・知りたいことがあれば調べることができます。本やパソコンなど調べる方法も選ぶことができます。
- ・自分の気持ちは自分の伝えやすい方法で表現することができます。言葉で言いつらいときでも別の方法で伝えることができます。

○プライバシー・名誉の保護（第16条）

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・お父さんとお母さんが離婚していることを、まわりの人に知られないように守られます。
- ・おうちにお金がなくてゲームを買ってもらえないことを、まわりの人に知られないようにしてもらえます。
- ・背が低いことや太っていることをからかわれたりしません。
- ・運動が苦手なことをバカにされません。



○子どもの養育はまず親に責任（第18条）

子どもを育てる責任は、まずその父母（保護者）にあります。国はその手助けをします。

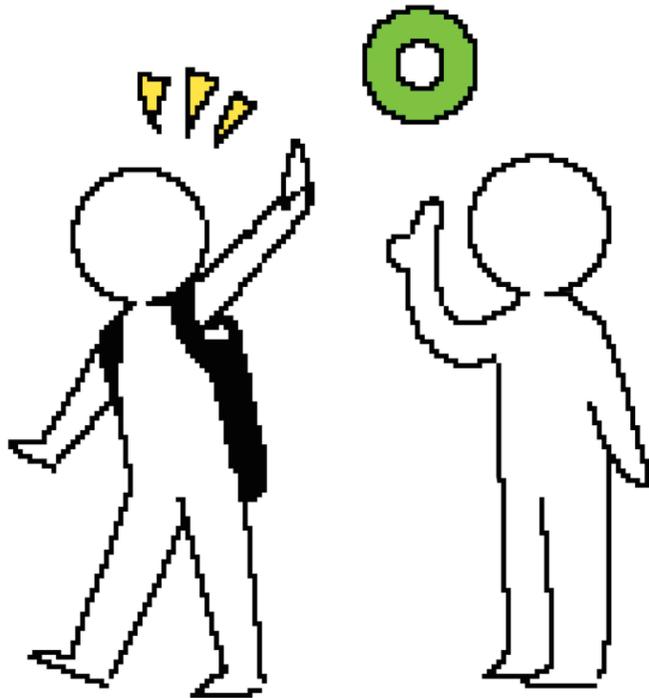
○あらゆる暴力（虐待・放任）からの保護（第19条）

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・からだの調子が悪いときには、お父さん・お母さんが病院に連れて行ってくれます。
- ・お父さん・お母さんは、忙しいときでも、ごはんの用意をしてくれます。
- ・悪いことをしてしまったときには、お父さん・お母さんが注意をしてくれ、どうすればよいか教えてくれます。
- ・お父さん・お母さんが子どもの世話をするのが難しいときには、手助けしてくれる施設を利用します。
- ・もし、悪いことをしてしまったとしても、お父さん・お母さんから暴力をふるわれることはありません。
- ・お父さん・お母さんから、きょうだいの間で差別されることはありません。
- ・お父さん・お母さんや子どもの世話をしてくれる大人から、暴力をふるわれたり、差別されたりすることがあれば、児童相談所や学校と一緒に話をしたりして、子どもたちを守ります。





○休み、遊ぶ権利（第31条）

子どもは、休んだり、遊んだり、いろんなこと（スポーツ、音楽などの活動）に参加する権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・からだの具合が悪いときは、学校を休めます。
- ・放課後、友だちと一っしょに遊ぶことができます。
- ・ダンスに興味があったら、ダンス教室に通いたいとお願いできます。

○経済的搾取・有害な労働からの保護（第32条）

子どもは、むりやり働かされたり、働くために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・お金がないからといって 学校に行かないで働かされることはありません。
- ・寝る時間が少なくなったり、病気になるくらい働かされることはありません。

○性的搾取からの保護（第34条）

国は、子どもが性的に働かされたり、心やからだを傷つけられたりすることがないように守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・他の人から、いやらしいことを「しよう」とさそわれたり、「しろ」とむりやりさせられたりしそうになったら大人が守ります。
- ・いやらしいことで、お金もうけに利用されそうになったら大人が守ります。大人に相談してください。

○あらゆる搾取からの保護（第36条）

国は、どんなかたちでも、さくしゅ（幸せをうばって、だれかが得するために利用すること）から子どもを守ります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・大人から「仕事を手伝って」と言われて学校へ行けなかったけど、大人に相談したら守ってもらえた。
 - ・夜、眠りたいのに仕事の手伝いがあって眠れなかったけど、大人に相談したら守ってもらえた。
- 子どもを使ったお金もうけや幸せの邪魔になるようなことがあれば、大人が守ります。大人に相談してください。



知っておいてほしいこと

○思想・良心・宗教の自由（第14条）

私たちは、大人も子どもも自分の考えを自由にもっていいのです。その考えが人と違っていてもいいし、同じでもいいです。また、何を信じてもいいです。大人は、子どもの力に合わせて、いいことや悪いことが区別できるようないろいろな助言・提案をしてくれます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・将来どんな生活がしたいのか自由に考えることができます。
- ・自分の信じた宗教を選ぶことができます。
- ・何が正しいかわからないとき、大人は助言をしてくれるので、その助言を参考にして考えることができます。



○適切な情報の入手（第17条）

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手にいれる権利をもっています。国は、本・新聞・テレビ・インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

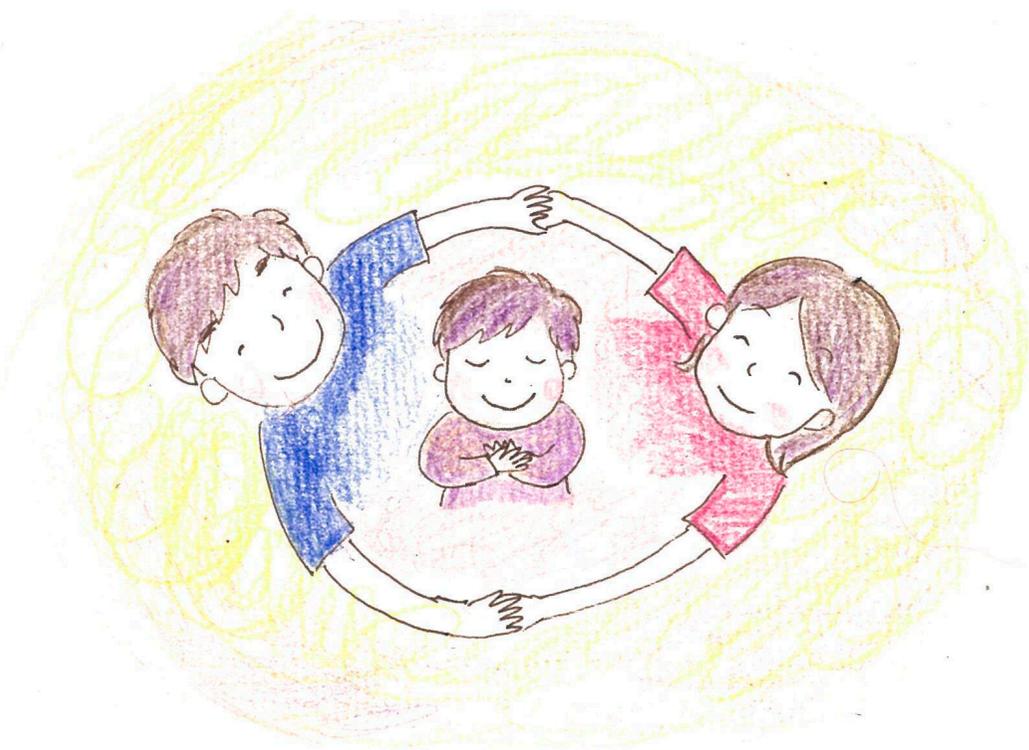
- ・興味のある進路について書いてある本を読むことができます。
- ・調べ学習に必要なことをインターネットで調べることができます。
- ・気になるニュースをテレビで見ることができます。
- ・友だちを傷つけるようなインターネットのサイトを見なくてすむように、フィルタリングサービスを使うことができます。

○家庭を奪われた子どもの保護（第20条）

いろいろな理由で、子どもがおうちで家族と暮らすことができなくなったら、安心して生活できるように代わりに守って育ててくれる人がいます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・おうちで生活することができなくなったら、代わりに育ててくれる人や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらえます。



○障がいのある子ども（第23条）

心やからだに障がいのある子どもは、安心して困らずに生活できるように、学校や病院、施設などで支援を受けることができます。また、大切に守られます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・目が見えない、見えづらい子どものために、点字（指で読める文字）の本があります。
- ・耳が聞こえない、聞こえづらい子どものために、手話（手を使った話し方）のテレビ番組があります。
- ・歩くことが難しい子どものために、車いすで入れるお店があります。
- ・学校で学びやすいように分かりやすい教材に変えてもらえたり、過ごしやすいように落ち着ける環境を用意してもらえたりします。



○健康・医療への権利（第24条）

子どもは、心とからだ元気で健康でいられるように、守られて育ちます。そのために必要な環境を整えてもらえます。また必要な医療や保健サービスを受けることもできます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・元気で健康に生活できるよう、十分な食事や睡眠が取れるようにします。また、お部屋をきれいにしたり、毎日お風呂に入れるようにします。
- ・身長や体重を測ったり、からだに病気や悪いところがないか健診を受けたりして、からだの状態を確認します。
- ・病気になったときやけがをしたときは、病院でみてもらうなど、治療を受けることができます。
- ・心やからだに苦しいときは、大人の人に話を聞いてもらったり、からだを休めたりすることができます。

○教育を受ける権利（第28条）

子どもには教育を受ける権利があります。すべての子どもは小学校・中学校に行くことができます。さらに上の学校に進みたいと思えば、みんなに行くチャンスがあります。

学校の決まりは、みんなのことを大切にすることを決まりになっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・学校が遠かったり、お金がなくても、通える方法を考えてもらえます。
- ・先生たちが、みんなをたたいたり、けったりすることはありません。



○教育の目的（第29条）

教育は、自分のよいところを どんどんのばすためのものです。

みんな同じように大切にされることや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の大切さなどを、学びます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・生き物が好きなので、生き物についてしらべて 先生からも教えてもらえます。
- ・友だちが、自分とちがう考えや意見をもってもなかよくすることを学びます。
- ・私たちが生きていくために、地球の自然を大切にすることを学びます。

できれば知っておいてほしいこと



○名前・国籍をもつ権利（第7条）

○名前・国籍・家族関係を守る（第8条）

子どもは生まれたらすぐに出生届を出します。

名前や国籍、家族との関係はとても大事なので国はこれを守ります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・子どもは誰でも名前や国籍があります。これを奪われることはありません。
- ・親と離れて暮らすことがあっても、親がどうしているのか、できるだけ知ることができます。

○結社・集会の自由（第15条）

子どもはみんなで集まったり、グループを作ったりして何か活動したり、いろいろな意見を言い合える権利があります。

【たとえばどんなことがあるかな】

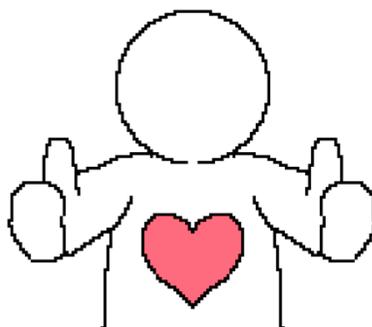
- ・似ている考え方をしている子ども、違う考え方をしている子ども、いろいろな意見を持っている子どもどうしが集まって、意見を言い合うことができます。
- ・グループを作って好きなことをすることができます。

○養子縁組（第21条）

いろいろな理由で、生んでくれた親が子どもを育てられないことがあります。そういうときに、新しい親が子どもを育てたり、お金・財産を管理したりできる制度があります。その子どもにとって、一番よいことを考えて、その子どもや新しいお父さん、お母さんのことをしっかり調べたうえで、認められるものです。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・新しい親がきちんと子どもを守り、育てることができるよう、国や公の機関が子どもや新しい親のことを調べ、養子縁組を認めます。



○社会保障を受ける権利（第26条）

子どもは、健康に安心して生きていけるように、みんなに支えられます。

○生活水準の確保（第27条）

子どもは、心やからだ健康に育つ権利をもっています。そのために親（保護者）は、子どもに必要なことをして、子どもを大切に育てます。親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力して、子どもらしい生活を送れるようにします。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・ 病気やけがをしたとき、病院にかかることができます。
- ・ 生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国から足りない分を受け取れる制度があります。
- ・ 子どもが元気に育つように、大人がご飯や洋服を用意したり、お部屋を掃除したり、必要な物を買ったりします。



○麻薬・覚せい剤などからの保護（第33条）

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などをつかうことから守ります。また、生産や売り買いに子どもを使ったりすることがないように法律をつくり、教育もします。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・麻薬や覚せい剤を「飲むと楽しくなる薬だよ」と言われたことがある。
- ・友人から「少しだけ預かって」とお願いされたことがある。

このようなときには、大人が守ります。大人に相談してください。

○誘拐・売買からの保護（第35条）

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・知らない人から「おもちゃをあげるからおいで」と言われたことがある。
- ・「お母さんが事故に遭ったから一緒に病院へ行こう」と、突然話しかけられたことがある。
- ・知らない人から「簡単にお金を稼げるよ。すぐに終わるから」と言われたことがある。

このようなときには、大人が守ります。大人に相談してください。



○子どもに関する司法（第40条）

罪を犯したとされた子どもは、人権の大切さを学び、社会にもどったときに自分の役割を果たせるようになることを考えて扱われる権利をもっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・罪を犯したとき、弁護士と相談しながら公平な裁判を受けることができます。
- ・罪を犯した子どもは、いろいろ教えてもらったり、仕事ができるように勉強したりして、いつもの生活に戻ったときに、みんなと一緒に社会を作っていきたいと思えるような支援を受けられます。

困ったことや悩みを相談するところ【身近な相談できそうな大人】

あなたにとって身近な相談しやすい大人は

*もし、あなたが施設等で生活しているようであれば、施設等には苦情受付担当者・苦情

解決責任者・第三者委員という人もいます。

名前を知りたい場合は、施設の職員か児童相談所の担当者に聞いてください。

大切なことを相談するところ【児童相談所】

あなたのことを担当する児童相談所は

児童相談所 です

あなたの児童相談所の担当者

年	月～	年	月		
年	月～	年	月		
年	月～	年	月		
年	月～	年	月		

児童相談所の連絡先

名前	電話番号	住所
中央児童相談所	026 238-8010	〒380-0872 長野市大学南 長野妻科282-7
松本児童相談所	0263 91-3370	〒390-1401 松本市波田9986
飯田児童相談所	0265 25-8300	〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54
諏訪児童相談所	0266 52-0056	〒392-0131 諏訪市大学湖南3248-3
佐久児童相談所	0267 67-3437	〒385-0022 佐久市岩村田3152-1

困ったことや悩みを相談するところ【電話やメールで相談できる窓口】

児童虐待・DV 24時間ホットライン（虐待の相談）	
電話	026-219-2413
相談時間	24時間 365日

子ども支援センター	
電話	0800-800-8035（子どもの専用ダイヤル）
メール	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
相談時間	月曜～土曜 午前10時～午後6時
子どものこと・家族のこと・いじめのことなどの相談	

学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）	
電話	0120-0-78310（フリーダイヤル）
メール	gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
相談時間	24時間
学校生活の悩みについての相談	

チャイルドライン（18歳までの子どものための相談先）	
電話	0120-99-7777（フリーダイヤル）
相談時間	毎日 午後4時～午後9時 （12月29日～1月3日は休み）
「ヒミツは守るよ」「名前は言わなくてもいい」「どんなことも一緒に考える」「切りたいときには電話を切ってもいい」という約束を守って、あなたの話を聞いてくれます。	

警察本部 警察安全相談（生活の安全に関する相談）	
電話	#9110 または 026-233-9110
相談時間	24時間 365日

少年サポートセンター・ヤングテレホンコーナー（長野県警察）	
電話	026-232-4970
相談時間	24時間 365日

*LINEで相談できる窓口もあります。長野県公式ホームページを検索してみてください。

児童の権利に関する条約 説明チェックリスト (説明した後回とカッコ内に日付を記入)

条	内容	太枠内に説明を行う年度(例:令和〇年度)を記入					
第2条	差別の禁止	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第3条	子どもにもっともよいことを	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第6条	生きる権利・育つ権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第9条	親と引き離されない権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第12条	意見を表す権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第13条	表現の自由	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第16条	プライバシー・名譽の保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第18条	子どもの養育はまず親に責任	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第19条	あらゆる暴力からの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第31条	休み、遊ぶ権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第32条	経済的搾取、有害な労働からの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第34条	性的搾取からの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第36条	あらゆる搾取からの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第14条	思想・良心・宗教の自由	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第17条	適切な情報の入手	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第20条	家庭を奪われた子どもの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第23条	障がいのある子ども	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第24条	健康・医療への権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第28条	教育を受ける権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第29条	教育の目的	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第7条	名前・国籍をもつ権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第8条	名前・国籍・家族関係が守られる権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第15条	結社・集会の自由	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第21条	養子縁組	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第26条	社会保障を受ける権利	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第27条	生活水準の確保	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第35条	誘拐・売買からの保護	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
第40条	子どもに関する司法	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()
その他	各種相談先と連絡方法の確認	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()	□ ()

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

締結と目的

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。

この条約は、18歳未満のすべての児童を対象とするもので、児童の、人としての権利や自由を尊重し、児童に対する保護と援助を促進することを旨としています。

日本は、1994年（平成6年）にこの条約を批准しました。

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

どのような条約なのか、見てみましょう。

日本ユニセフ協会ホームページより、以下引用。

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

1 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

2 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

3 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

4 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



だい じょう こ ていぎ
第1条 子どもの定義
18歳になっていない人を子どもとします。

だい じょう さべつ きんし
第2条 差別の禁止
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だい じょう こ
第3条 子どもにもっともよいこと
子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

だい じょう くに ぎ む
第4条 国の義務
国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

だい じょう おや しどう そんちよう
第5条 親の指導を尊重
親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

だい じょう い けんり そだ けんり
第6条 生きる権利・育つ権利
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき けんり
第7条 名前・国籍をもつ権利
子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり
第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利
国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

だい じょう おや ひ はな けんり
第9条 親と引き離されない権利
子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

だい じょう べつべつ くに おや あ けんり
第10条 別々の国にいる親と会える権利
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

だい じょう くに つ けんり
第11条 よその国に連れさられない権利
国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなくなったりしないようにします。

だい じょう いけん あらわ けんり
第12条 意見を表す権利
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

だい じょう ひょうげん じゆう
第13条 表現の自由
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

だい じょう しそう りょうしん しゆうきよう じゆう
第14条 思想・良心・宗教の自由
子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

だい じょう けっしや しゆうかい じゆう
第15条 結社・集会の自由
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

だい じょう めいよ ほご
第16条 プライバシー・名誉の保護
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だい じょう てきせつ じゆうほう にゆうしゆ
第17条 適切な情報の入手
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

だい じょう こ よういく おや せきんに
第18条 子どもの養育はまず親に責任
子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。

だい じょう ぼうりよく ほご
第19条 あらゆる暴力からの保護
どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

だい じょう かてい うぼわ こ ほご
第20条 家庭を奪われた子どもの保護
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。

だい じょう ようし えんぐみ
第21条 養子縁組
子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども
自分の国の政府のほうは、害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども
心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利
子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども
施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利
子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保
子どもは、心やからだですがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要に応じて、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利
子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的
教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども
少数民族の子どもや、もともとからその土地に住んでいるひとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
子どもは、むりやこ働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護
国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止
どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したといほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護
国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰
虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

第41条～第54条 省略
(出典：日本ユニセフ協会抄訳)

挿絵さしえについて

この子どもこの権利けんりノートノートに使つかわれている挿絵さしえは、社会的養育しゃかいてきよういくに関かんわる子どもこや大人おとなに提てい供きょうしていただきました。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

ながのけん れいわ ねん がつ かいてい
長野県 令和5年12月 改定